

光電話ビジネス サービス規約

2024年6月1日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条** アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この『光電話ビジネスサービス規約』（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより光電話ビジネス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

(規約の変更)

- 第2条** 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

- 第3条** 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 アルテリア・ネットワークス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル（IP）により符号または映像の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備のこと
5 契約回線	当社との利用契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備のこと
6 UCOM光接続サービス	当社が提供する電気通信サービスのうち別記に定めるもの
7 光電話ビジネス	アルテリア・ネットワークス網を使用して行う電気通信サービスであり、「0AB-J」或いは「050」で始まる電話番号を使用し、音声通話サービスを受けることができるIP電話サービス
8 UCOM光サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社と利用契約を締結している者
11 端末設備	契約回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備

15 技術基準等	端末設備等規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号)で定める技術基準および当社が総務大臣の登録を受けて定めるUCOM光接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
16 消費税相当額	消費税法(昭和六十三年十二月三十日法律第百八号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17 IP電話	IP網および電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの
18 ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度の当社負担費用を本サービスの契約者に対し請求する際に用いる名称
19 電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度の当社負担費用を本サービスの契約者に対し請求する際に用いる名称
20 QoSスイッチ	端末設備の一端に接続される電機通信設備であって、データ通信を分岐し、音声用信号を優先的に転送するもの
21 ゲートウェイ	既存の電話機・電話回線をIP網に接続するアダプタ

第2章 サービス

(本サービスのコース)

第4条 本サービスには、別記に規定するコースがあります。

(サービスの対象)

第5条 当社は、次の場合を除き、UCOM 光接続サービスの契約者に本サービスを提供します。

- (1) 回線のtypeとしてtypeL3を利用している場合。
- (2) 当社が、本サービスの提供が不可能と判断したとき。

(提供区域)

第6条 本サービスは、当社が定める区域において提供します。

(サービスの種類)

第7条 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスを提供するものとします。

種類	内容
網内通信	契約回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの (ア) 契約回線相互間 (イ) 契約回線と別記に定めるIP電話サービスに係る電気通信設備との間
国内通信	契約回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、網内通信、携帯電話着信通信以外のもの
携帯電話着信通信	契約回線から発信し、携帯電話設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号、以下同じ。)第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
削除	

国際通信	契約回線から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る地球移動局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信
電話番号案内	交換取り扱い者への電話番号等（電話番号および電気通信事業者が提供する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）の問合せに対して案内を行う通信
緊急通報	事業用電気通信設備規則第三十五条に定める通信（050番号では発信できません）
備考	1 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。

（通話の発信）

第8条 本サービスを利用しようとする契約者は、次に定める場合においては、本サービスで発信ができないことをあらかじめ確認するものとします。

- (1) 別記に示すサービス利用するとき。
- (2) その他当社が別途定めるとき。

（電話番号の付与）

第9条 当社は、1の利用契約ごとに電話番号を付与します。

- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定により付与した電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（QoSスイッチのレンタル）

第10条 当社は、本サービスの利用に係る QoS スイッチ（以下「当該レンタル機器」といいます。）をレンタルします。

- 2 当該レンタル機器の設置は、契約者が行うものとします。
- 3 当社は、契約者が本サービスに係る契約回線を解除したときは、当該レンタル機器のレンタルを廃止します。
- 4 当社は、当該レンタル機器が故障等により利用できない状態が生じた場合には、当該レンタル機器を代替機器と交換します。
- 5 当該レンタル機器の故障または廃止等に伴い復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用相当額を負担していただきます。ただし、明らかに当社の責めに帰すべき事由により復旧を要する場合には、この限りではありません。
- 6 契約解除の場合には、契約者は当該レンタル機器の返還を行うものとします。なお、返還にかかる費用は契約者にて負担していただきます。
- 7 契約者は、当該レンタル機器に関し、次のことを守っていただきます。
 - (1) 善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (2) 変更、分解または損壊しないこと。
 - (3) 本来の用途以外の用途に使用しないこと。
 - (4) 転貸、譲渡、質入等しないこと。
- 8 契約者が当該レンタル機器の返還を行わない、または当該レンタル機器が毀損、亡失したと当社が判断した場合は、当社が指定する期日までに、料金表に定める一時金を支払っていただきます。

（IP電話用ゲートウェイ）

- 第11条** 本サービスの利用には、前条に定める QoS スイッチのほか別途 IP 電話用ゲートウェイが必要な場合があります。
- 2 契約者は、本サービスの提供に必要な IP 電話用ゲートウェイを別記記載の契約に基づき、当社よりレンタルすることができます。
 - 3 前項に定めるほか、契約者は、IP電話用ゲートウェイを契約者自身にて別途手配し、利用することができます。ただし、この場合、契約者の責任においてIP電話用ゲートウェイを手配するものとし、当社は本サービスに対する当該機器の可用性を一切保証しません。
 - 4 前項においてIP電話用ゲートウェイを契約者自身にて別途手配する場合、弊社の推奨する端末を使用することを条件とします。

第3章 契約

(利用契約の単位)

第12条 当社は、1 契約回線ごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1 の利用契約につき 1 人に限ります。

(利用契約申込みの方法)

第13条 利用契約の申込みは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行うUCOM光サービス取扱所に提出することにより行うものとします。

(利用契約申込みの承諾)

- 第14条** 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。
- 2 当社が、利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の契約申込書を当社が受け付けた日とします。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は本サービスに必要な電気通信回線設備の設備環境が、当社の定める基準に満たない場合には、加入契約の申込みの承諾を延期することがあります。
 - 4 当社は、前 3 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 契約者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) 第44条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) UCOM光接続サービスに係る規定に違反した、または違反しているおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
 - (7) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
 - 5 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ契約者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日および最低利用期間)

- 第15条** 本サービスの提供開始日は、サービスの提供に際して別途当社が定める日付とします。
- 2 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して 1 年間とします。

- 3 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除または本サービスのコース変更があった場合、当社が定める支払期日までに、第 33 条（料金の支払義務）の規定による支払を要します。

（加入契約の申込みの取消）

第16条 契約者は、当社が加入契約の申込みを承諾した日から、本サービスの提供開始日までに加入契約の申込みを取消することができます。この場合、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。

ただし、契約者の責めによらない理由により、加入契約の申込みの取消（以下この条において「取消」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。

- 2 工事に着手後完了前に取消があった場合は、契約者は取消があったときまでに着手した工事の部分について、その料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

（コース変更）

第17条 契約者は、本サービスのコースの変更を請求することができます。ただし、第 9 条に定める電話番号が変更になる場合を除きます。

- 2 前項の場合には、料金表に規定する一時金を支払っていただきます。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 14 条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 本サービスのコース変更があったときは、その暦月の基本利用料については変更前の本サービスの基本利用料を適用し、その翌月より変更後の基本利用料を適用します。
- 5 本サービスのコース変更は、変更しようとする日の 1 ヶ月前までに当社所定の書面により請求していただきます。

ただし、本サービスの提供開始日の属する暦月に請求することはできません。

- 6 契約者は、最低利用期間内に本サービスのコースを変更する場合、当社が定める支払期日までに、第 33 条（料金の支払義務）の規定による支払を要します。

（契約者が行う利用契約の解除）

第18条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、利用契約を解除しようとする日の 1 ヶ月前までに、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行う利用契約の解除）

第19条 当社は、第 31 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第 31 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
 - (2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

- 4 当社は、第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を当社所定の方法によりその契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、第1項から第3項において利用契約の解除があった場合は、当社の資産等（当該レンタル機器等）を撤去します。なお、撤去に要する費用は契約者の負担とします。
なお、契約者が当社の資産等の撤去に応じないときは、当社が契約者に通知することによって、当該資産等の所有権は契約者に移転するものとします。この場合、当社は料金表に定める金額の支払請求することができるものとします。

第4章 付加サービス等

（付加サービスの提供）

- 第20条** 当社は、契約者が別記に定める付加サービスの提供を希望する場合は、次の場合を除いて、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただくことで、料金表に定める料金により、当該料金表に記載の付加サービスを提供します。
- (1) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

（付加サービスの変更）

- 第21条** 当社は、契約者が付加サービスの変更を希望する場合は、次の場合を除いて、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただくことで、変更を行います。
- (1) 付加サービスの変更を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 付加サービスの変更が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

（付加サービスの解除）

- 第22条** 当社は、契約者が付加サービスの解除を行おうとするときは、解除希望日の1ヶ月前までに、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。
- 2 当社は、契約者がその利用契約を解除し、または解除されたときは、当該利用契約に係る付加サービスを解除します。

（発信電話番号通知）

- 第23条** 本サービスを利用して契約回線から発信する通信については、その契約回線の電話番号を着信先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の通信についてはこの限りではありません。
- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。
 - (2) 発信電話番号非通知の設定を行っている契約回線から行う通信（通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）。
 - (3) その他当社が別途定める通信。
- 2 前項の場合において、当社は、電話番号を着信先の電気通信設備へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- （注）本サービスを利用する契約者は、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更)

第24条 本サービスを利用する契約者は、発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは第14条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(発信者番号表示)

第25条 本サービスを利用する契約者は、契約回線へ通知される発信電話番号等を受信することができます。

(閉域番号接続)

第26条 本サービスを利用する契約者は、市内通話の際に市外局番を省略して発信することができます。

(電子媒体による通信明細の閲覧)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者に係る通信料金について、通信料金データ蓄積装置（通信料金情報を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、通信料金情報を閲覧に供する（以下「電子媒体による通信明細の閲覧サービス」といいます。）取り扱いを行います。

2 当社は、1の利用契約ごとに電子媒体による通信明細の閲覧サービスを行います。

3 通信料金データ蓄積装置に登録される通信料金情報は、閲覧に供する暦月の前3ヶ月までの通信料金（網内通信に係るものを除きます。）の額とします。

4 当社は、電子媒体による通信明細の閲覧の取扱いを受けている契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合には、この取扱いを廃止します。

第5章 設備等

(自営端末設備の接続)

第28条 契約者は、その契約回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が電気通信設備（当社の電気通信設備に限ります。以下この条において同じとします。）を損傷し、またはその機能に障害を与えると当社が判断したとき。

(3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。

3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その契約回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、その旨を当社に通知していただきます。

第6章 利用制限、利用中止および利用停止

(本サービスの利用の制限)

第29条 当社は、契約者が本サービスに係る契約回線において、その契約回線を保留したまま放置し、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるおそれがあるときは、その契約回線に係る本サービスの利用の制限を行うことがあります。

- 2 前項の規定により、利用の制限を行うときは、当社は、その契約者にあらかじめその旨を通知します。
- 3 国際通信の取扱いについては、次に示す通信制限を実施します。
 - (1) 料金表別表第5項「国際通信に係るもの」に定める国への通信は、予め同項に定める内容にて付加サービス「国際接続規制」を適用し、通信を制限、または中止します。ただし、契約者から同項適用の解除の申込みを受けた場合は、この限りではありません。
 - (2) 契約者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発見したとき、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
 - (3) 国際通信が第三者によって不正に利用されていると判断した場合、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
 - (4) 国際通信の取扱いについて、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(利用中止)

第30条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスを利用して特定のUCOM光接続サービス用契約回線から、多数の不完了呼（相手方の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第31条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) UCOM光接続サービスの提供停止が行われたとき。
- (2) 第44条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (3) 料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカードまたは契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (5) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (6) 契約回線等に接続されている自営端末設備等に、当社以外の電気通信事業者が設置する他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- (9) その他、当社が、緊急性が高いと判断したとき。
- (10) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、前項第2号により提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

(料金)

第32条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加サービス利用料、一時金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、および従量料金に係るものとし、料金表、および料金表別表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

- 第33条** 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する暦月と解除があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について、料金表に規定する基本利用料（料金表に規定する従量料金に係るものを除きます。）の支払を要します。
- 2 契約者は、最低利用期間内に利用契約を解除した場合、当社が定める支払期日までに、残余期間に対応する基本利用料の額（消費税相当額を加算しない額とします。）を、当社が定める支払期日までに一括して支払っていただきます。
 - 3 契約者は、最低利用期間内に本サービスのコースを変更する場合、コース変更前後の基本利用料を比較し、コース変更後の基本利用料がコース変更前の基本利用料よりも下回る場合、両コースの基本利用料（消費税相当額を加算しない額とします。）の差額の残余期間分を当社が定める支払期日までに一括して支払っていただきます。
 - 4 契約者は、付加サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して利用契約の解除または、付加サービスの解除があった日の属する暦月の末日までの期間（付加サービスの提供開始日の属する暦月と解除があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について料金表に規定する付加サービス利用料の支払を要します。
 - 5 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する暦月と解除があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について料金表に規定する従量料金に係るものの支払を要します。
 - 6 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の前月の末日までの期間について、料金表第4表に規定するユニバーサルサービス料、および電話リレーサービス料の支払を要します。
 - 7 前項の期間において、契約者の希望により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料、付加サービス利用料、一時金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、および従量料金についても、本サービスを利用できなかった期間中につき支払を要します。
 - 8 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通信時間の測定等)

- 第34条** 通信時間の測定等は、次のとおりとします。
- (1) 通信時間は、契約回線とその他の電気通信回線設備を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の課金システムにより測定します。
 - (2) 回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかつたと当社が認めた時間は、前号の通信時間には含みません。
- 2 当社の課金システムの故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。
- (1) 過去1年間の実績を把握することができるとき
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないとき）にあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日の属する暦月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額とします。
 - (2) 前号以外の場合は、把握可能な実績に基づき、前号に準じて算出した額とします。

(割増金)

- 第35条** 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第36条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(料金の再請求)

第37条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます

第8章 保守

(契約者の維持責任)

第38条 契約者は、自営端末設備等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 契約者は当社が、自営端末設備等の一部稼働停止、設置操作等を申し入れた場合、協力するものとします。

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備等に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、UCOM光サービス取扱所において通話試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、当社より係員を派遣することはありません。

4 前項の契約者の請求により当社が指定する係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等にあったときは、契約者はその派遣に要した費用として料金表に定める一時金を負担していただきます。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として、損害を賠償します。当該賠償は、本サービスの料金からの減額にて応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

3 前項における料金の範囲は以下の通りとします。なお、本サービスに係る従量料金額については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月間における1日平均の通信料金（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金とします。）により算出します。

- (1) 基本利用料
- (2) 付加サービス利用料
- (3) 本サービスに係る従量料金額

(天災または事変等による減額の不適用)

第41条 当社は、天災または事変等その他当社の責めによらない事由により、本サービスが全く利用できない状態となる場合において、前条（料金の減額）の規定は、適用いたしません。

(免責)

第42条 当社は、本サービスに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本規約等の変更により自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。
- 4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第43条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第44条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスの利用にあたって、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信（料金表に規定する国際通信をいいます。）を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる下表の方式のものを利用し、または他人に利用させないこと。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

- (2) 本サービスの利用にあたって、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (3) 違法にまたは公序良俗に反する態様で、電話サービス等を利用しないこと。
 - (4) 前各号のほか、本サービス等に係る当社の業務に妨害を与える行為をしないこと。
- 2 契約者は、本サービスを自らの電気通信事業のために用いる場合、本サービスを自らの電気通信事業のために用いることおよび電気通信番号使用計画の認定状況について、当社に申告しなければなりません。

- 3 前項において契約者が電気通信番号使用計画の認定を受けている場合、契約者は、事業法、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）、並びに認定を受けた電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守しなければなりません。

（通信の秘密の保護）

第45条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

（個人情報等の保護）

第46条 当社は、申込者等の同意を得て個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であって、第45条（通信の秘密の保護）に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を利用する場合を除き、その個人情報等を第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとし、

- (1) 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)および日本ベリサイン株式会社の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
 - (2) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づき、利用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)、その他法令に基づき、当該法令に定められた範囲にて個人情報等を利用、提供することがあります。
- (注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（プログラム複製等の禁止）

第47条 契約者は、本サービスにおいて提供される機器の一部を構成するプログラムがある場合、そのプログラムに関して次の行為はしないものとします。

- (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用権を設定し、または複製し、第三者に使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更または改作すること。
- 2 契約者は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、当社に何等の負担はかけないものとします。

（合意管轄）

第48条 当社は、契約者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（閲覧）

第49条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

(UCOM 光接続サービス)

UCOM 光接続サービスは、当社の提供する以下の電気通信サービスとします

(0AB-J 番号の場合)

番号	規約名	対象となるコース
	UCOM 光 オフィスサービス契約約款	コース 2~5 およびコース 7~10
	UCOM 光 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款	コース 1-*~8-*
	UCOM 光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款	コース 1-*~42-*
	UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 1-1-*~12-7-*
	IP 通信網サービス契約約款	ファストギガビットアクセス 全て (IP1 を除く)

(050 番号の場合)

番号	規約名	対象となるコース
	UCOM 光 オフィスサービス契約約款	コース 2~5 およびコース 7~10
	UCOM 光 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款	コース 1-*~8-*
	UCOM 光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款	コース 1-*~42-*
	UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 1-1-*~12-7-*
	UCOM 光 フレッツ・アクセスサービス契約約款	全て (ただし、C コース、BC コース、R コースを除きます。)
	UCOM 光 光アクセス (N) サービス契約約款	全て
	IP 通信網サービス契約約款	ファストギガビットアクセス 全て (IP1 を除く)

(光電話ビジネスサービスの説明)

本サービスには、次のコースがあります。

コース	内容
コース1	「0AB-J」で始まる電話番号を使用し、音声通話サービスを受けることができるIP電話サービスのうち、料金表別表 本サービスに係る従量料金額が適用されるサービス
コース2	「050」で始まる電話番号を使用し、音声通話サービスを受けることができるIP電話サービスのうち、料金表別表 本サービスに係る従量料金額が適用されるサービス

(網内通信の対象となる IP 電話電話サービス)

第7条に定める網内通信の対象は、同条に定めるほか、以下の通りとします。

提供事業者名	商品名	規約名	備考
--------	-----	-----	----

アルテリア・ネットワークス株式会社	ビジネス CALL	UCOM 光 ビジネス CALL type 0AB-J サービス規約	
株式会社 USEN	ビジネス CALL	ビジネス CALL type 0AB-J サービス規約	
アルテリア・ネットワークス株式会社	ビジネス CALL	UCOM 光 ビジネス CALL type 050 サービス規約	
株式会社 USEN	ビジネス CALL	ビジネス CALL type 050 サービス規約	
アルテリア・ネットワークス株式会社	050Phone	UCOM 光 050Phone サービス利用規約	
株式会社 USEN	050Phone	050Phone サービス利用規約	
アルテリア・ネットワークス株式会社	GATE 02 Phone	UCOM 光 GATE 02 Phone サービス契約約款	
株式会社 USEN	GATE 02 Phone	GATE 02 Phone サービス契約約款	
アルテリア・ネットワークス株式会社	050Phone サービス	UCOM 光 050Phone サービス利用規約	
株式会社 USEN	050Phone サービス	UCOM 光 050Phone サービス利用規約	
アルテリア・ネットワークス株式会社	MEDiA IP Phone	直加入サービス契約約款	「総合デジタル通信サービス」を除く
株式会社 フォーバルテレコム	スマートひかり	スマートひかりサービス利用規約	
株式会社 フォーバルテレコム	FT PHONE	FT PHONE サービス利用規約	
株式会社 フォーバルテレコム	地球にやさしい通信サービス	地球にやさしい通信・ギガ利用規約	

(利用できないサービス)

本サービスにより発信できないサービスは以下の通りとします。

なお、本サービスが「050」番号の場合、以下の表に加えて、「0120」「0180」（NTTコミュニケーションズ含む）「0570」（NTTコミュニケーションズ含む）「0800」「110」「118」「119」「104」「188」「189」が含まれます。

番号	説明
001Y (Y=0~9)	KDDI
0030	ZIP Telecom
0031	アイ・ビーエス
0032	アイ・ビーエス
003Y (Y=3~5)	NTT コミュニケーションズ
0036	NTT 東日本
0037、0038	楽天コミュニケーションズ
0039	NTT 西日本

004Y (Y=1~5)	ソフトバンク
0046	ソフトバンク
005Y (Y=1~7)	KDDI
006Y (Y=1~3、5、6)	ソフトバンク
0070	KDDI
0071	ベライゾンジャパン
0072	ベライゾンジャパン
0073	安子の電話
0074	安子の電話
0077x (x=0~9)	KDDI
0080	Tシステムズ ジャパン
0081	楽天コミュニケーションズ
0082	楽天コミュニケーションズ
0083	ソフトバンク
0084	ソフトバンク
0086	QNet
0088	ソフトバンク
0089	Tシステムズ ジャパン
00XY	上記以外の 00XY が出来ても基本的に接続不可
009120	ブラステル
009121	ブラステル
009130	NTT ドコモ
009155	NTT-ME
009156	NTT-ME
009177	ソフトバンク
009180	スピーディア
009181	関西コムネット
009191	ぷららネットワークス
009192	ぷららネットワークス
009198	ソフトバンク
009199	NTT-ME 中国
020	発信者課金ポケベル
060	e コール
0130	マスコーリングサービス
0140	災害復旧用無線電話
0150	自動船舶電話
0160	衛星通信災害用
0170	伝言ダイヤル
0180	呼数集計 (NTT コミュニケーションズを除く)
0190	番号案内
0450	自動船舶電話
0570	統一番号 (NTT コミュニケーションズを除く)
0750	自動船舶電話
0910	公専接続
0990	ダイヤル Q2
100	100 番通話
102	非常・緊急扱い電話
106	コレクトコール (コミュニケーター扱い)
107	新幹線列車通話
108	自動コレクトコール

111	線路試験受付
112	共同加入者受付
113	故障受付
114	お話し中調べ
115	電報受付
116	営業受付
117	時報
121	クレジット通話サービス
122	固定優先解除
123	可聴式料金即知
124	親展通話 (F ネット)
125	でんわ会議
126	着信課金 (F ネット)
127	ファクシミリ伝言 (F ネット)
131	第一種パケット交換サービス
132	第一種パケット交換サービス
133	第一種パケット交換サービス
134	ダイヤル Q2 パスワード
135	特定番号通知機能
136	ナンバーアナウンス
141	でんわばん/二重番号サービス
142	ボイスワープ
143	ファクシミリボックス (F ネット)
144	迷惑電話おことわり
145	キャッチホン2
146	キャッチホン2
147	ボイスワープセレクト/なりわけサービス
148	非通知着信拒否
149	DDX-TP (第二種パケット交換サービス)
151	メンバーズネット
152	メンバーズネット
159	あいたらお知らせ
161	F ネット
162	F ネット
163	DDX-TP (第二種パケット交換サービス)
164	DDX-TP (第二種パケット交換サービス)
165	メール送受信
166	ビデオボックス接続
167	DDX-TP (第二種パケット交換サービス)
168	ボイスメール
169	DDX-TP (第二種パケット交換サービス)
171	災害用伝言ダイヤル
178	オフトーク
179	キャプテンシステム
181	ID 通知サービス
#ダイヤル	ダイヤル頭が#
ダイヤル	ダイヤル頭が
備考	
1	「0180」「0570」の番号が、NTTコミュニケーションズ株式会社により割り当てられたも

この場合、本サービスによる発信は可能です（本サービスが「050」番号の場合を除きます）。なお、この場合、同番号への発信に係る従量料金額は、NTTコミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところにより、当社より請求します。

- 2 前項に定めるほか、「188」「189」から始まる番号への発信に係る従量料金額は、当該サービスの提供事業者の契約約款等に定めるところにより、当社より請求します。

（ゲートウェイ装置のレンタルについて）

第 11 条に定めるレンタル規約は以下のものとします。

規約名
光電話ビジネス ゲートウェイレンタル規約

（本契約に係る提供サービス品目）

本サービスでは、以下に定める機能が提供されます。

項目	内容
音声通話	第 7 条に定める機能
電気通信番号	第 9 条に定める機能 1 契約につき 1 電気通信番号を付与します。
QoS スイッチ	第 10 条に定める機器レンタル
基本チャンネル	1 契約につき 4 チャンネルを付与します。 チャンネル数が最大同時通話可能数となります。
代表サービス	2 以上のチャンネルについて、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信中でない、いずれか 1 のチャンネルに接続することができる機能
発信番号非通知（184）	契約回線等の電話番号を着信先の契約回線等へ通知しないようにする機能
発信番号通知（186）	契約回線等の電話番号を着信先の契約回線等へ通知する機能。
発信者番号表示	第 25 条に定める機能
閉域番号接続	第 26 条に定める機能（コース 1 のみ）
通話明細照会	第 27 条に定める機能
一般番号ポータビリティ	他電気通信事業者からサービス利用者に付与された電話番号（一般加入電話・ISDN 番号に限る）を変更することなく、当社のサービス提供を受けることができるようにする機能。 本機能を利用する際には、あらかじめ一般番号ポータビリティの申込をすることが必要です。 一般番号ポータビリティサービスに係る一時金については、1 番号目は無料とし、2 番号目以降の利用について支払いを要します。

（付加サービス）

本サービスでは、付加サービスとして以下に定める項目を提供します。

項目	内容
発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更	第 24 条に定める機能
代表番号通知サービス	本サービスを利用する 回線から行う通話について、その 回線の電話番号に替えて、代表電話番号を着信先へ通知する機能
追加番号サービス	回線に着信があった場合に、回線等の電話番号または追加番号の

	情報を、その回線等に接続される端末設備または自営電気通信設備に送出する機能。
追加チャネルサービス	チャネル数（同時通話可能数）を追加する機能 契約できる最大チャネル数は光接続サービスによって定まります。
国際接続規制	国際電話の発信規制をかける機能。
着信転送サービス	本サービスを利用する回線に着信する通話を、自動的に、他の回線等（一般電話（0AB-J）、携帯のいずれか）に転送することができる機能。 本サービスに係る通話については、発信者からこの機能を利用している回線への通話とこの機能を利用している回線から転送先の回線等への通話の2通話として取り扱います。この場合の通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻に双方の通話ができる状態にしたものとして測定します。 本サービスを利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があるほか、本サービスに係る転送先から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われなようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 指定呼転送サービスにおいては、あらかじめ登録した電話番号等または登録した電話番号等以外の番号を指定して転送することができます。この場合において登録できる電話番号等の数は、1電話番号につき30とします。
自動応答サービス	本サービスを利用する回線に着信する通話の発信者に対し、不在の旨等を案内する機能。
非通知着信拒否サービス	本サービスを利用する 回線へ発信電話番号等が通知されない通話（通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話または発信電話番号非通知機能の提供を受けている 回線から行う通話、その他発信者とその発信電話番号等を通知しない通話に限ります）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能。 発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります
迷惑電話拒否サービス	迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置（その契約回線の契約者が指定した加入電話の電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、直加入サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能。
指定番号着信拒否サービス	本サービスを利用する回線へ、サービス利用者があらかじめ設定した電話番号からの着信があった場合に、拒否する機能。 拒否された電話番号からの発信に対しては、その発信電話番号からの通話はおつなぎできない等の通知を自動的に応答する機能。
電話帳掲載	当社は、契約者から請求があったときは、当社が付与した電話番号を電話帳（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。）に掲載します。 但し、「0AB-J」の番号に限ります。
障害時転送サービス	契約回線および利用者回線、自営端末設備の事由により、通話の着信が困難になった場合、着信する通話を自動的に他の契約回線等（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができ

	る機能
--	-----

(チャンネル数の上限数)

各 UCOM 光接続サービスに対する本サービスのチャンネル数の上限は下記のとおりです。

規約名	コース/品目	最大チャンネル数
UCOM 光 オフィスサービス契約約款	対象全て	30
UCOM 光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款	コース 1-*~7-* コース 22-*~28-*	50
UCOM 光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款	コース 8-*~14-* コース 29-*~35-*	120
UCOM 光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款	コース 15-*~21-* コース 36-*~42-*	200
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 1-* コース 7-*	30
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 2-* コース 8-*	50
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 3-* コース 9-*	80
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 4-* コース 10-*	120
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 5-* コース 11-*	160
UCOM 光 プレミアムギガビットアクセスサービス契約約款	コース 6-* コース 12-*	200
UCOM 光 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款	対象全て	200
UCOM 光 フレッツ・アクセスサービス契約約款	対象全て	8
UCOM 光 光アクセス (N) サービス契約約款	対象全て	8
IP 通信網サービス契約約款	ファストギガビットアクセス スタンダードプラン 100M IP8 スタンダードプラン 100M IP16 スタンダードプラン 100M IP32	30
	ファストギガビットアクセス スタンダードプラン 200M/1G IP8 スタンダードプラン 200M/1G IP16 スタンダードプラン 200M/1G IP32	50
	ファストギガビットアクセス スタンダードプラン 500M/1G IP8 スタンダードプラン 500M/1G IP16 スタンダードプラン 500M/1G IP32	120
	ファストギガビットアクセス スタンダードプラン 1G IP8 スタンダードプラン 1G IP16 スタンダードプラン 1G IP32	200
	ファストギガビットアクセス プレミアムプラン 1G-10M IP8	200

	プレミアムプラン	1G-10M IP16	
	プレミアムプラン	1G-10M IP32	
	プレミアムプラン	1G-30M IP8	
	プレミアムプラン	1G-30M IP16	
	プレミアムプラン	1G-30M IP32	
	プレミアムプラン	1G-50M IP8	
	プレミアムプラン	1G-50M IP16	
	プレミアムプラン	1G-50M IP32	
	プレミアムプラン	1G-100M IP8	
	プレミアムプラン	1G-100M IP16	
	プレミアムプラン	1G-100M IP32	
	プレミアムプラン	1G-200M IP8	
	プレミアムプラン	1G-200M IP16	
	プレミアムプラン	1G-200M IP32	
	プレミアムプラン	1G-500M IP8	
	プレミアムプラン	1G-500M IP16	
	プレミアムプラン	1G-500M IP32	

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料、付加利用料、ユニバーサルサービス料、および電話リレーサービス料は、暦月に従って計算します。

(利用料金の日割)

- 3 当社は、基本利用料等を利用日数について日割しません。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、料金表別表（従量料金額）に定める料金については、暦月ごとおよび通信の区分ごとに定める額を計算し、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合に限り、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払)

- 5 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社が定める支払期日までに、指定のUCOM光サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。この場合において、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(消費税相当額の加算)

- 6 本規約の規定により料金その他の債務の支払を要するものとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。
ただし、第33条（料金の支払義務）に規定する最低利用期間内に利用契約の解除等があった場合の料金ならびにその他料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

第1表 基本利用料

第 1-1 料金額

料金種別	単位	料金額
コース1	1契約回線ごとに月額	2,000円
コース2	1契約回線ごとに月額	2,000円

第2表 付加サービス利用料

第 2-1 付加サービス利用料

種別	単位	料金額
発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更	1電話番号ごとに月額	無料
代表番号通知サービス	1電話番号ごとに月額	無料
追加番号サービス	1電話番号または1追加番号ごとに月額	100円
備考 1 契約回線等において代表サービスを利用している場合には、ダイヤルイン機能を利用している全ての当社契約回線等で利用する場合に限り提供します。 2 追加番号により行う通話については、当社は、その追加番号を当社契約回線等の電話番号とみなして料金の算定を行います。 3 追加番号に関するその他の提供条件については電話番号の場合に準ずるものとします。 4 最大番号数は合計で1000番号までとします。		
追加チャンネルサービス	1追加チャンネルごとに月額	100円
備考 1 本付加サービスにおいて、契約できる最大chは回線種別によって定まります。		
国際接続規制	1契約回線ごとに月額	無料
着信転送サービス	1契約回線ごとに月額	100円
自動応答サービス	1契約回線ごとに月額	500円
非通知着信拒否サービス	1契約回線ごとに月額	無料
備考 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。		
迷惑電話拒否サービス	1契約回線ごとに月額	550円

備考

- 1 契約者は、1の契約回線につき1の登録応答装置を利用させていただきます。
ただし、代表サービスを利用している場合は、その代表サービスを利用しているすべての契約回線において1の登録応答装置を共用して、この機能を利用させていただきます。
- 2 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。
- 3 当社は、現に登録中の番号に係る契約回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
- 4 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。
- 5 当社は、現に登録中の番号に係る契約回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 6 本付加サービスにおいて登録することができる最大電話番号数は、30番号までとします。

指定番号着信拒否サービス	1契約回線 ごとに月額	550円
電話帳掲載	1電話番号 ごとに月額	無料
障害時転送サービス	代表電話番号ご とに月額	無料

第3表 一時金

第 3-1 本サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
本サービスの提供に係るもの	1利用契約ごと	2,000円
コース変更に係るもの	1変更ごと	30,000円
利用契約の申込みの取消に係るもの	1利用契約ごと	1,000円 (課税対象外)
技術派遣料	1回の派遣ごと	25,000円
一般番号ポータビリティの提供開始に係るもの	2番号目以降1番号ごと	1,000円
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

第 3-2 付加サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更	1契約回線ごと	無料
代表番号通知サービスの提供開始に係るもの	1契約回線ごと	無料
追加番号サービスの提供開始に係るもの	1番号ごと	1,000円
追加チャンネルサービスの提供開始に係るもの	1チャンネルごと	1,000円
国際接続規制の提供開始に係るもの	1変更工事ごと	1,000円
着信転送サービスの提供開始に係るもの	1契約回線ごと	無料
自動応答サービス提供開始に係るもの	1契約回線ごと	1,000円
非通知着信拒否サービスの提供開始に係るもの	1契約回線ごと	1,000円
迷惑電話拒否サービスの提供開始に係るもの	1契約回線ごと	1,000円
指定番号着信拒否サービスの提供開始に係るもの	1契約回線ごと	1,000円
電話帳掲載の重複掲載開始に係るもの	1重複掲載ごと	500円

第 3-3 機器の亡失・毀損に関する代金

料金種別	単位	料金額
QoSスイッチ	1台ごと	15,000円
QoSスイッチ (ギガ回線対応)	1台ごと	35,000円
備考 第19条 (当社が行う利用契約の解除) 第5項に定める当該資産等の所有権は契約者に移転する際の費用はこの費用が適用されます。		

第4表 ユニバーサルサービス料等

第4-1 ユニバーサルサービス料

料金種別	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示（平成18年総務省告示第429号）により算定され、電気通信事業法第110条第2項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額。 詳細は https://www.arteria-net.com/uni/ に掲載します。

第4-2 電話リレーサービス料

料金種別	単位	料金額
電話リレーサービス料	1電話番号ごとに月額	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第25条第2項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額。 詳細は https://www.arteria-net.com/relay/ に掲載します。

料金表別表 本サービスに係る従量料金額

- 1 網内通信に係るもの
無料

- 2 国内通信に係るもの

区分	料金額
国内固定電話着信通信	2分までごとに5.4円

- 3 携帯電話着信通信に係るもの

区分	料金額
携帯電話着信通信	1分までごとに15円
ワイドスターⅢに関する通話	1分までごとに301円

※ワイドスターⅢは株式会社NTTドコモが提供する衛星電話サービスです。

- 4 削除

- 5 国際通信に係るもの（課税対象外）

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ 1：通信の制限をしない国

通信制限グループ 2：緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ 3：土日祝日の前日 20 時～翌営業日の 8 時まで、および緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ 4：通信の取り扱いを中止する国

単位：円/1分までごと

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アイスランド共和国	Iceland	70円	2
アイルランド	Ireland	39円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	120円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	35円	2
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	160円	4
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	USA	8円	1
アラスカ	Alaska	9円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	127円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	50円	2
アルバ	Aruba	192円	4
アルメニア共和国	Armenia	202円	3
アンゴラ共和国	Angola	45円	2
アンティグア・バーブーダ	Antigua	109円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アンドラ公国	Andorra	94円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	140円	3
イスラエル国	Israel	30円	2
イタリア共和国	Italy	27円	1
イラク共和国	Iraq	225円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80円	2
インド	India	75円	1
インドネシア共和国	Indonesia	40円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50円	3
ウクライナ	Ukraine	50円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	100円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	88円	3
英領バージン諸島	British Virgin	113円	4
エクアドル共和国	Ecuador	60円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75円	2
エスワティニ王国	Eswatini	45円	4
エリトリア国	Eritrea	125円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	60円	2
オーストラリア連邦	Australia	27円	1
オーストリア共和国	Austria	39円	3
オマーン国	Oman	80円	2
オランダ王国	Netherlands	31円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	101円	4
ガーナ共和国	Ghana	70円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	102円	4
カザフスタン共和国	Kazakhstan	70円	4
カタール国	Qatar	112円	2
カナダ	Canada	8円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30円	3
ガボン共和国	Gabon	70円	2
カンボジア王国	Cambodia	48円	2
キプロス共和国	Cyprus	45円	2
キューバ共和国	Cuba	156円	3

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
ギリシャ共和国	Greece	35円	2
キリバス共和国	Kiribati	155円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	140円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	50円	2
グアドループ島	Guadeloupe	75円	4
グアム	Guam	20円	1
クウェート国	Kuwait	80円	2
クック諸島	Cook Islands	155円	4
グリーンランド	Greenland	91円	4
クリスマス島	Christmas Islands	35円	4
グルジア	Georgia	146円	3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	27円	1
グレナダ	Grenada	113円	4
クロアチア共和国	Croatia	101円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	113円	3
ケニア共和国	Kenya	75円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	35円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	52円	2
コロンビア共和国	Colombia	45円	2
サイパン	Saipan	30円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80円	2
サモア独立国	Western Samoa	115円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	200円	4
ザンビア共和国	Zambia	70円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	70円	4
ジブチ共和国	Djibouti	125円	3
ジブラルタル	Gibraltar	90円	2
ジャマイカ	Jamaica	75円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	110円	4
シンガポール共和国	Singapore	20円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	101円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70円	3
スイス連邦	Switzerland	40円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
スウェーデン王国	Sweden	20円	2
スーダン共和国	Sudan	125円	3
スペイン	Spain	30円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30円	3
スリナム共和国	Suriname	215円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45円	2
スロベニア共和国	Slovenia	146円	3
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	190円	3
セネガル共和国	Senegal	175円	4
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	213円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	146円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	113円	4
タイ王国	Thailand	40円	1
大韓民国	Korea	20円	1
台湾	Taiwan	25円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	163円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80円	2
チェコ共和国	Czech Republic	59円	2
チャド共和国	Chad	250円	4
中央アフリカ共和国	Central African	128円	4
中華人民共和国	China	25円	1
チュニジア共和国	Tunisia	95円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	129円	2
チリ共和国	Chile	32円	3
ツバル	Tuvalu	120円	3
デンマーク王国	Denmark	39円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	31円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	53円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	55円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	215円	3
トルコ共和国	Turkey	45円	2
トンガ王国	Tonga	105円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80円	4
ナウル共和国	Nauru	110円	4
ナミビア共和国	Namibia	80円	4
ニウエ	Niue	160円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	55円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	100円	2
ニュージーランド	New Zealand	25円	2
ネパール	Nepal	106円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	79円	4
ノルウェー王国	Norway	35円	2
バーレーン王国	Bahrain	80円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70円	2
バチカン市国	Vatican	27円	1
パナマ共和国	Panama	55円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	159円	3
バハマ国	Bahamas	91円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	82円	3
バミューダ諸島	Bermuda	83円	3
パラオ共和国	Palau	151円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	84円	3
バルバドス	Barbados	113円	4
ハワイ	Hawaii	8円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50円	2
フィリピン共和国	Philippines	30円	1
フィンランド共和国	Finland	30円	2
ブータン王国	Bhutan	70円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40円	2
フェロー諸島	Faeroes	75円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	190円	4
ブラジル連邦共和国	Brazil	30円	2
フランス共和国	France	20円	1

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
フランス領ギアナ	French Guiana	50円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	127円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	80円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	80円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	62円	2
米領サモア	American Samoa	102円	4
米領バージン諸島	American Virgin	20円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48円	1
ベナン共和国	Benin	80円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	130円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	135円	3
ベリーズ	Belize	55円	2
ペルー共和国	Peru	55円	2
ベルギー王国	Belgium	39円	2
ポーランド共和国	Poland	59円	3
ボツワナ共和国	Botswana	75円	2
ボリビア共和国	Bolivia	102円	2
ポルトガル共和国	Portugal	35円	2
香港	Hong Kong	20円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	65円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	110円	3
マイヨット島	Mayotte	127円	4
マカオ	Macau	30円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	80円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	160円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35円	2
マラウイ共和国	Malawi	127円	2
マルタ共和国	Malta	70円	2
マルチニーク島	Martinique	55円	4
マレーシア	Malaysia	27円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	79円	2
南アフリカ共和国	South Africa	72円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
メキシコ合衆国	Mexico	35円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	122円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	127円	3
モナコ公国	Monaco	63円	3
モルディヴ共和国	Maldives	105円	3
モロッコ王国	Morocco	70円	3
モンゴル国	Mongolia	60円	2
モンセラット	Montserrat	113円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	110円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	105円	2
リビア国	Libya	70円	4
ルーマニア	Romania	120円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	190円	3
レソト王国	Lesotho	70円	3
レバノン共和国	Lebanon	112円	2
レユニオン	Reunion Island	150円	4
ロシア連邦	Russia	45円	2
インマルサット-F/BGAN	Inmarsat-F/BGAN	209円	2

6 電話番号案内に係るもの

1 電話番号等案内ごと 415 円

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成 25 年 11 月 1 日から有効となります。

附 則

(実施期日)

- 1 本改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から有効となります。
(料金表)
- 2 料金表から税込価格を削除しました。これに伴い、料金表通則（消費税相当額の加算）の文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から有効となります。
(UCOM光接続サービス)
- 2 別記「UCOM光 スタンダードギガビットアクセスサービス契約約款」の対象コースを変更しました。それに伴い、チャンネル数の上限数についてもコースを変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 15 日から有効となります。
(UCOM光接続サービス)
- 2 別記（UCOM 光接続サービス 050 番号の場合）の対象規約へ「UCOM 光 光アクセス（N）サービス契約約款」を追加しました。それに伴い、チャンネル数の上限数についても対象規約を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 電話番号案内に係る料金額を変更しました

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額の表記を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から有効となります。
(本サービスの利用の制限)
- 2 第29条 第3項を変更しました。
(料金表別表)
- 3 料金表別表 第5項「国際通信に係るもの」を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 16 日から有効となります。
(料金表別表)
- 2 インマルサットを使用した移動衛星通信サービスとの接続が一部終了したことにより、料金表を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 電話番号案内に係る料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から有効となります。
(ARTERIA光接続サービス)
- 2ARTERIA 光接続サービスを対象回線に追加しました。それに伴い、関連事項を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日から有効となります。
(利用できないサービス)
- 2 利用可能となったサービスの表記を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 電話番号案内に係る料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 15 日から有効となります。
(料金表別表 第 5 項「国際通信に係るもの」)
- 2 スワジランド王国の地域名をエスワティニ王国に変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 電話番号案内に係る料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021 年 9 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサル料)
- 2 料金表のユニバーサル料金欄に、URL を追加しました。
(電話リレーサービス料)
- 3 電話リレーサービス料に係る記載を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2022年4月1日から有効となります。
(ARTERIA光名称変更に伴う用語の変更)
- 2 「ARTERIA光/UCOM光接続サービス」を、「UCOM光接続サービス」と再定義いたしました。
「ARTERIA光/UCOM光サービス取扱所」を、「UCOM光サービス取扱所」と再定義いたしました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2023年1月1日から有効となります。
(電気通信番号計画の改正)
- 2 電気通信番号計画の改正に伴い、規定を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2023年9月1日から有効となります。
(ワイドスターⅢの通話料金の追加)
- 2 ワイドスターⅢの通話料金を追加しました。本料金は株式会社NTTドコモによる正式なサービスの開始日より適用されます。
(ワイドスターⅡの通話料金)
- 3 ワイドスターⅡの通話料金は、相互接続先の電気通信事業者の定める契約約款及び料金表が適用されておりますが、株式会社NTTドコモと当社間における相互接続のIP網移行への切替完了後は、料金表別表 本サービスに係る従量料金額の「携帯電話着信通信」を適用し、請求いたします。
(パレスチナへの接続廃止)
- 4 パレスチナへの国際通信の接続を廃止しました。
(PHSの削除)
- 5 PHSに関する記述を削除しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2024年4月1日から有効となります。
(網内通信のサービス追加)
- 2 網内通信の対象サービスとして、株式会社フォーバルテレコムが提供する「地球にやさしい通信サービス」を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2024年6月1日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 電話番号案内に係る料金額を変更しました。